|  |  |
| --- | --- |
| 　令和　５年　　月　　日　　時　　分　受理 | 受付順位 |
|  |  |
| 提出者に対する質疑通告書　藤枝市議会議長　　山根　一　様藤枝市議会議員　９番　石　井　通　春　㊞ |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 |
| 認第2号令和4年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 国保会計決算について高すぎる国保税負担に市民の悲鳴があがっている。本来は、社会保障制度として支出の半分を国が負担する原則があるが、保険給付費の半分に減らしたことから全国で保険税の値上げが続いている。一方で、本市の国保会計決算の推移からは、健全な会計となっており値上げする必要はないばかりか、値下げも視野に入る経営になっているのではないか。別表の下記の点から検討すべきである。・調定額（市民への課税額）より3億以上の未収がありながら黒字経営を続けている事・基金残高に変化はない事。黒字決算を続けている事。・広域化により県への納付制度が始まったが、納付額は上昇していない事。・一般会計から国保会計への法定外繰り入れ（保険料の減免等に充てるため）は有効であり、国保会計の健全性と現在の一般会計の状況から繰り入れは十分可能である事。・税金を納めていない赤ん坊であっても人等税の如く徴収する均等割の一部減免を行う際の市の負担額。未就学児の全額減免、市の負担額約800万円。　中学生までを半額、同約1,800万円。　多子世帯の３人目以降を免除、同約約300万円。 |